

令和5年度・第8回理事会（支部長合同）議題

令和6年2月15日（木）15:00～
頁（中央）

1. 議題

第1号議案 新規入会申込者（特別賛助会員）の承認について ----- 1

2. 協議事項

- ・ 東京都総合評価方式に関するアンケート調査実施について[土木舗装委員会]（別紙）
- ・ 都中建・事業案内作成について[広報委員会]（別紙）
- ・ ICT活用工事等推進連絡会委員について ----- 4

3. 報告事項

【1】東京都・都中建・全中建関係

- (1) 都中建 財務局との意見交換会 ----- 6
- (2) 都中建 賀詞交歓会 ----- 9
- (3) 都中建 会長年頭所感 ----- 13
- (4) 全中建 中小建設業界の現状打開に関する要望 ----- 14
- (5) 全中建 2023年度実態調査結果 ----- 17
- (6) 全中建 被災地に義援金 ----- 19
- (7) 全中建 会長年頭所感 ----- 20
- (8) 全中建 24年予算案に団体トップコメント ----- 21
- (9) 全中建が人材採用・定着支援部会設置 ----- 22
- (10) 全中建 ブロック別意見交換会終える ----- 25
- (11) 建設局 週休2日工事 建築・設備にも拡大 ----- 26
- (12) 都24年予算案 投資的経費4.3%増 ----- 27
- (13) 建設局 総合評価、プロポ「原則適用」見直し ----- 28
- (14) 都知事 単独インタビュー ----- 31
- (15) 都知事 年頭所感 ----- 32
- (16) 都 噴火対応の指針策定 除灰、優先路線を指定 ----- 33
- (17) 都 技術者育成JV 効果・課題を検証へ ----- 34
- (18) CCI 東京が表彰式 ----- 35

【2】国関係

- (1) 都道府県工事の4週8休 4割超の現場で確保 ----- 36
- (2) 国交省 業法・入契法を改正 ----- 37

4. 委員会等報告

- (1) 2024 都中建・賀詞交歓会 1/10
- (2) 業界連携再就職支援事業 選考会 1/11
- (3) 第4回地域連携コンソーシアム協議会 1/16
- (4) 令和5年度 都建設局との意見交換会 (P. 39) 1/23
- (5) 第4回広報委員会 1/25
- (6) 令和5年度 都財務局との意見交換会 (P. 40) 2/1
- (7) 業界連携再就職支援事業 合同面接会 2/5
- (8) 第2回総務企画委員会 2/15

新規加入希望者(特別賛助会員)

	1	2	3
地 区	品川区	東村山市	八王子市
会 社 名	(有)千葉工業	(有)稲垣内装	(有)仲間巧業
代表者名	千葉 嵩幸	稲垣 忠俊	芝田 芳寛
所 在 地	〒140-0015 品川区西大井6-6-8-302	〒189-0011 東村山市恩多町5-52-13	〒193-0816 八王子市大楽寺町524-5
電話番号	03-3777-7715	042-397-1937	042-624-9416
資 本 金	500万円	300万円	300万円
業 種	土木工事業、石工事業、舗装工事業、塗装工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	内装仕上工事業	内装仕上工事業
建設業許可番号	都知事(般)87427号	都知事(般)118778号	都知事(般)116329号
営業年数	35年1ヶ月	31年3ヶ月	25年7ヶ月
備 考			

新規加入希望者(特別賛助会員)

	4	5	6
地 区	町田市	葛飾区	江東区
会 社 名	アサヒボジスト ワン ASAHI POSIST-1(株)	セイワ (株)SEIWA	エルエックスエフ (株)LXF
代表者名	朝日 寛治	水田 成哲	金木 賢一
所 在 地	〒194-0014 町田市金森東4-19-7	〒125-0051 葛飾区新宿3-22-11 M- STYLE 4F	〒136-0072 江東区大島5-8-7-102
電話番号	042-796-6672	03-5876-6591	03-6685-2189
資 本 金	4,000万円	500万円	2,000万円
業 種	土木工事業、石工事業、舗装工事業、塗装工事業、水道施設工事業、とび・土工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業	内装仕上工事業	建築工事業、内装仕上工事業、土木工事業、塗装工事業、解体工事業、大工工事業、防水工事業
建設業許可番号	国交大臣(特)23522号	都知事(般)128650号	都知事(般)152112号
営業年数	48年10ヶ月	17年3ヶ月	9年11ヶ月
備 考			

新規加入希望者(特別賛助会員)

7

地 区	渋谷区
会 社 名	(有)アムテック
代表者名	大塚 晃
所 在 地	〒151-0071 渋谷区本町2-28-6
電話番号	03-5354-6220
資 本 金	105万円
業 種	大工工事業、石工事業、管工事業、板金工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、建具工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業
建設業許可番号	都知事(般)125263号
営業年数	19年3ヶ月
備 考	

東京都建設局 ICT 活用工事等推進連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、東京都建設局 ICT 活用工事等推進連絡会（以下「建設局 ICT 連絡会」と称する。

(目的)

第2条 建設局事業等における ICT 技術の普及促進に向け、建設局及び国、関係業界団体等により、情報を共有し、実務的な見地により意見交換を行うことで、工事等における ICT 技術の活用を推進する。

(事務)

第3条 建設局 ICT 連絡会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- (1) 建設局発注の工事・調査等における ICT 技術活用に関する取組状況及び方針等の情報発信
- (2) 工事等における ICT 技術の活用に係る国、関係業界団体等の取組状況及び意見等の把握
- (3) 建設局発注の工事・調査等における ICT 技術の活用推進に向けた課題の共有と対応
- (4) その他必要な事項

(構成及び運営)

第4条 局 ICT 連絡会は、下記のとおり構成及び運営する。

- (1) 別紙1に掲げるものをもって構成する。
- (2) 会長は、東京都建設局企画担当部長をもってあてる。
- (3) 副会長は、東京都建設局建設 DX 推進・危機管理強化担当部長をもってあてる。
- (4) 会長は、建設局 ICT 連絡会を代表し、議長を務めると共に会務を統括する。
- (5) 副会長は、会長を補佐する。会長に事故がある時は、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。
- (6) 建設局 ICT 連絡会は、会長が必要と認めるときに開催する
- (7) 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- (8) 業界団体委員は各団体（協会）において決定する。
- (9) 各委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- (10) ~~連絡会の会議は、公開とする。なお、会長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。~~

(事務局)

第5条 建設局 ICT 連絡会の事務局は、東京都建設局総務部技術管理課に置く。

(雑則)

第6条 規約に定めるもののほか、建設局 ICT 連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

(附則)

施行期日

本規約は、令和2年7月13日から施行する。（2建総技第224号）

令和4年1月21日 一部改定（3建総技第531号）

令和6年1月〇〇日 一部改定（5建総技第〇〇〇号）

(連絡会構成員)

1 会 長

東京都建設局 企画担当部長

2 副会長

東京都建設局 建設DX推進・危機管理強化担当部長

3 委 員

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所 副所長

東京都建設局 総務部技術管理課長

〃 総務部建設DX推進担当課長

〃 総務部設備管理担当課長

〃 道路管理部保全課長

〃 道路建設部街路課長

〃 道路建設部道路橋梁課長

〃 公園緑地部公園建設課長

〃 河川部改修課長

〃 河川部防災課長

〃 土木技術支援・人材育成センター 技術支援課長

一般社団法人 東京建設業協会

一般社団法人 日本道路建設業協会

一般社団法人 建設コンサルタント協会関東支部

一般社団法人 東京都測量設計業協会

一般社団法人 日本建設機械施工協会

一般社団法人 東京都中小建設業協会

地場の「受注機会」確保へ

制度改善を要望

都と意見交換

東京都中小建設業協会（都中建、渡邊裕之会長）は1日、東京都の入札監視委員会・制度部会や財務局との意見交換会に臨み、地場業者の受注機会確保と働き方改革の推進に向けた入札契約制度などの改善を要望した。正副会長や役員らが出席し、地域の防災を支える地場業者の役割を強調しながら、都側の対応を強く求めた。

課題を指摘。さらに、働き方改革と生産性の向上を実現して現場の負担を減らすためには、提出・検査書類の簡素化や書類作成期間の確保に伴う経費の計上が必要だと説いた。前払金の支払限度額の撤廃も求めた。

都内本店は優先指名

指名基準にある「発注工事の施行場所付近に営業所を有する者」の中でも特に本店を構える企業を優先的に指名するよう求めた。

また、「施行成績が優秀」な業者は「必ず指名が行われている」（都中建）ことを引き合いに、地場業者に関わる指名基準の優先順位を上げて受注機会を増やすことが重要だと訴えた。

JV義務化を再度

単体、JVのいずれでも参加できる混合入札を巡っては、JV結成を義務付けていた以前の仕組みに戻すよう要望。また、5年前から試行中の技術者育成モデルJVが「中小企業の育成」という本来の目的を果たしていないのではないかと、ただしたのに対し、都側は制度を検証する必要がある」と答えて見直しを示唆した。

総合評価の適用減

総合評価方式については、実績の評価ウェイトが高いことから「実績がない企業は受注が困難」だとし、特に建設局の事務所発注工事で適用割合を減らすよう要望。また、配置予定技術者の



4月から適用される時間外労働の上限規制を順守するために、書類の削減・簡素化が必要だと主張。国土交通省の「土木工事電子書類スリム化ガイド」や仕様書などを例示しながら、検査書類の大幅削減に加え、中間・既済部分検査と完了検査の重複確認の解消なども実施して、現実

意見交換会に臨む都建のメンバー（左から5人目が渡邊会長）

実績を評価するため特定の技術者を登用し続けなければならず、若手技術者の育成を阻害する要因にもなっているとの認識を伝えて見直しを求めた。

さらに、都側の担当者ごとに工事成績評定に差が出ないよう客観的な基準の設定を促した。

書類削減

作業代価の見直しも必要

場担当者の負担を軽減してほしいと要望した。また、書類作成を含め1日の現場作業を法定労働時間内で完結させたためにも、作業代価の見直しが必要とした。前払金に関しては支払限度額の撤廃を求めた他、契約保証を含む保証書の電子化に対応するよう依頼した。

24.2.05
建通新聞

地場の受注機会確保を

存続へ環境整備訴え

都財務局、都中建、東京都電設協が意見交換会



写真

都中建は、都内本店や施工場所近接など地場業者の受注機会確保を強く要望。災害時の緊急対応も念頭に、地域に不可欠な地場業者が存続できる環境整備を訴えた。具体的には、地場業者限定型入札の検討や中小企業同士のJV結成に対する加算などを提案した。

東京都財務局の都入札監視委員会制度部会（部会長・堀田昌英東大大学院教授）は1日、現場の実態を踏まえた意見・要望を吸い上げることを目的に、東京都中小建設業協会（渡邊裕之会長）、東京都電設協会（池田憲治会長）の2団体と意見交換会を開いた。

細沼順人副会長は「同じ中小企業でも優勝劣敗が生じている。機会に恵まれない企業にもチャンスを与えてもらいたい」とし、国土交通省が導入しているチャレンジ型のような仕組みを求めた。都中建は、事務所発注工事で総合評価方式の割合を減らし、財務局発注工事を総合評価中心とするなどで、事務所工事で経

験と実績を積んだ地場業者が、総合評価に臨める流れを作ってほしいとしている。

渡邊会長は、時間外労働の上限規制が始まる2024年度を「非常に厳しい時代の変わり目」と表現し、「働き方改革に本気で取り組まなければならぬ。相当、書類削減などを行わないと、法律を守りながらの仕事ができなくなる」と強調した。都中建としては特に、検査書類の簡素化を求め、国交省と同様の取り扱いとすることを要望した。

都側は、具体的な内容と公表時期の明言は避けたが、24年問題を見据え、書類削減などに向けた内部検討を進めていると応じた。

都電設協は、現行の分離・分割発注方式の堅持、適切な概成工期の設定、建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与えた場合の工期延長や契約変更などを訴えた。

都中 建

受注機会確保に配慮を

都財務局と入札制度で意見交換

東京都財務局は1日に都庁で、東京都中小建設業協会(都中建、渡邊裕之会長)と入札契約制度などに関し

て意見交換した。都中建は地場業者の受注機会を確保するため、入札可能業者を都内に本店のある中小企業に限定するよう要望。「(地場業者の受注機会確保で)都の傘下である市区町村の活性化につながる」(都中建担当者)と訴えた。これに対し都財務局

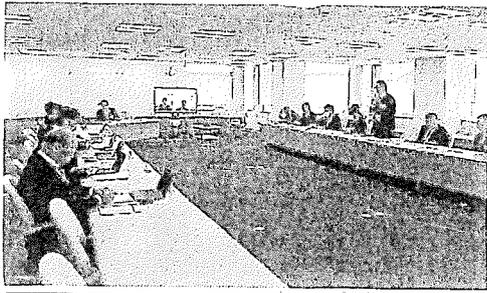
担当者は「より多くの事業者に受注機会を与えるという基本的な考え方があるため、都内に本店がある業者

のみを入札参加条件とするのは困難」と答えた。

都中建によると、他の自治体では支店や営業所の入札参加を不可としている事例もあるという。ただ都の場合は工事発注規模が他の自治体よりも大きいことから、「本店のある事業者に限定してしまうと競争性の低下や不調の増加が懸念される」(都財務局担当者)と理解を求めた。

中小企業が大企業から技術などを学ぶ機会を創出を目的とした「技術者育成モデルJ-V工事」について都中建担当者は、育成する側である大企業よりも中小企業の方が工事成績評価が高い場合があると指摘。「第1順位企業を大企業に限定せず、A格付け中小企業とした場合でも、十分その目的を果たせる」と見直しを求めた。

都財務局は先端技術などを学ぶ機会になったとの報告があったとし、一定の成果が得られているとの認識を示した。その上で「制度開始から5年が経過してお



り、効果や課題について検証を行う」(都財務局担当者)との方針を示した。都中建の役員からは「(経営している会社が)2回受注したが、技術者の育成にははつきり言っていない」との声も上がった。

働き方改革へ都と連携

都中建が賀詞交歓会

東京都中小建設業協会（都中建）の渡邊裕之会長「写真」は10日の新年賀詞交歓会で、2024年度にスタートする時間外労働の上限規制に触れて「現行の制度やルールが業界の現状にそぐわない部分もある」との認識を示した。このため4月以降に新たな課題が生じた場合は、東京都と「互いに情報交換しながら（制度などの）修正を重

ねていくことが働き方改革には重要なのではないかと述べ、都との連携強化の必要性を訴えた。渡邊会長は冒頭、能登半島地震の被災者に哀悼の意を表しつつ、社会資本整備を担う建設業の役割を改めて強調。「都と防災協定を結んでいる団体として、責任の重さを

再確認した」と語った。また、時間外労働の上限規制に加え、インボイス制度や電子帳簿保存法などを挙げて「重荷になっている」と中小企業の心情を吐露しながらも、「一丸となって厳しい年を乗り越えていきたい」と会員各社に呼び掛け



来賓あいさつでは、新たに顧問に就任した都議会自民党の小宮安里氏が祝辞を述べた。

賀詞交歓会

一丸で24年問題対応

都中建

東京都中小建設業協会
(都中建、渡邊裕之会長)
は10日、東京都千代田区の
KKRホテル東京で202
4年賀詞交歓会を開いた。
4月に適用される時間外労
働の罰則付き上限規制に対
応し、会員一丸となり4週



8休を柱とする働き方改革
に取り組んでいくことを誓
い合った。

参加者全員で能登半島地
震の犠牲者に黙とうをささ
げた後、あいさつした渡邊
会長は時間外労働の上限規
制対応を最優先課題に挙げ
「会員一丸で厳しい1年を
乗り越えていきたい」と呼
び掛けた。写真。

来賓の宇田川聡史都議会
議長は、東京都発注工事の
競争入札で運用している総
合評価方式の在り方を問題
提起。都中建によるこれま
での要望も踏まえ、中小建
設業の参入を促す観点から
JV要件の見直しなど抜本
的な改善が必要との見方を
示した。

24. 1. 15

建設通信

責任の重さを再認識

都中建

東京都中小建設業協会（渡邊裕之会長）は10日、東京都千代田区のKKRホテル東京で、2024年の新年賀詞交歓会を開いた。正会員、賛助会員ら約100人が集い、社会資本整備の担い手や地域の守り手としての役割を再確認するとともに、「24年問題」を見据えた働き方改革の推進へ気持ちを新たにしました。

開会に当たり渡邊会長は、能登半島地震に言及した上で、「災害協定を結んでいる団体として責任の重さを再認識した」と気を引き締めた。4月から適用される時間外労働の上限規制については「4



月以降、いろいろなひずみが出てくるだろう。それを受発注者で互いに情報交換し、一つひとつを修正していくことが問題解決の大きなポイントになる」と指摘した。写真。

都中建の顧問で、東京都議会自民党の田村利光都議は「協会のために汗をかき決意だ」とし、総合評価方式の見直しを含む入札契約制度改革に意欲を示した。同じく顧問の宇田川聡史都議会議長、小宮あかり都議も来賓として出席した。

24. 1. 17

建設経済

—都中建—

会員一丸で

難局を乗り越える

一般社団法人東京都中小建設業協会（渡邊裕之会長・渡邊建設社長）は1月10日、KKRホテル東京に於いて2024年賀詞交歓会を開催した。冒頭、挨拶に立った渡邊会



挨拶する渡邊会長

長は「能登半島地震を目の当たりにし、東京都と防災協定を結んでいる我々の責任の重さを改めて実感した。また、2024年問題など中小企業にとって厳しい1年となるかもしれないが会員一同が一丸となって乗り越えていきたい」と述べた。

同協会の顧問を務める宇田川聡史氏（東京都議会議長）、田村利光氏（都議会自民党）、小宮あんり氏（前同）による来賓挨拶後、鳥越副会長による乾杯の発声で祝宴が始まった。

新しい時代を迎えて



東京の暮らしと安全をつくり守る

一般社団法人 東京都中小建設業協会

会長 渡邊 裕之

明けましておめでとうございます。

昨年は新型コロナウイルスによる感染対策もひと段落し、世界的に落ち着きを取り戻す一方で、予断を許さないウクライナや中東情勢、あるいは異常気象など、一昨年が増えて様々なことが生じた年でもありました。

そんな中、都中建は創立50周年を迎え、5月には盛大な祝賀会を開催し、新たな未来に向けた一歩を踏み出すことができました。

中小建設業界においては、資材の急騰を始めとした一つ間違えば、企業の存続にもかかわるような厳しい状況が続いております。

この苦境を打開するため、都中建では国や東京都と積極的な意見交換を行うとともに、建設業界の立場に立った提言なども行ってまいりました。

この結果、昨年度東京都では工事において一部工種の歩掛を見直し、積算と工期に反映させていただくことができ、また書類の簡素化などの重要

な課題についても継続的な意見交換をおこなっているところです。

働き方改革の一つである作業現場での週休二日制や時間外勤務の罰則強化等のいわゆる2024年問題については、いよいよ今年が当該年となりました。この法改正等への対応は業界あげて取り組むことが必須です。都中建としても罰則の適用を受けることがないように引き続き情報提供や啓蒙に努めてまいります。

一方、これまでも積極的な対応に努めてまいりました人材の確保や育成についても引き続き全力で対応してまいります。具体的には求職者に対する積極的なアプローチや研修の充実等に努め、魅力的な職場の実現を目指します。

本年も「東京の暮らしと安全をつくり、守る」中小建設業をより発展させるため、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

時間外労働規制への対応

積算基準見直しを要望

全国中小建設業協会・資材置き場と離れている場合、移動時間が取られる実態があることを問題視。その上で、移動時間を考慮した標準作業時間の設定や、施工経費の大幅増、工期延長など積算基準の抜本見直しを求め、災害復旧などを担えるよう、公共事業などで工事発注や設計・積算に関する配慮を求めている。19日に開いた理事会で決議した。今後、国や全国知事会などに提出する。要望では、現場が会社

応じた歩掛の見直し、施工パッケージ型積算の拡充も求めている。工事発注・引き渡し時期の平準化のさらなる推進に向け、自治体に債務負担行為や繰越明許の積極活用を指導すること、フレックス工期の導入推進と合わせて要望する。新しい手3法に基づいた

発注関係事務の適切な実施に加え、民間発注工事も含めた働き方改革の推進、ダンピングの排除も要望事項とした。予定価格と市場価格の乖離（かきり）を指摘した上で、予定価格の上限拘束の撤廃を含めた制度見直しの検討も促す。

この他、技術者資格の取得要件のさらなる緩和、自治体工事での提出書類の削減なども求められている。

「一般管理費を見直してほしい」との理由が多かった。2023年8月から10月にかけてアンケートし、920社から回答を得た。人材の確保と育成に向けて発注者に求める内容や、回答企業の取り組み事項を聞いた。

予定価格が不適正だとする回答は、都道府県で52%、国で32%であった。いずれも市町村と同様に、歩掛の見直しを求める意見が最多。現場条件に見合った設計や、労務費を確保できる適正価格での契約を求める意見も寄せられた。

最新の積算基準の適用についても質問。正社員（技術者）の新規採用については24年度に36%が「あり」と回答した。前年度比では1ポイントのダウンとなった。技能者は15%、その他職員は16%が採用「あり」で、いずれも前年度比ではダウンした。

離職者が出る時期については、入職後1年未満が17%、1〜3年未満が47%だった。再雇用者がいる企業も全体の50%を占めており、その理由は「人手不足」が最多だった。

週休2日については実際に取り組んでいる割合が53%、実現を目指している割合が27%で、回答企業の多くが前向きな姿勢を示した。必要事項には「適正な工期設定」を挙げる意見が最も多かった。

CCUSを「導入している」と回答した企業は57%、「導入予定」は21%だった。

アンケート

市町村の予定価格 6割が「適正でない」

全国中小建設業協会（全中建）で、市町村の予定価格について「適正でない」との回答が62%を占めた。適正でない理由として

現状打開への要望決議

上限規制対応の積算求める

全国中小建設業協会（土志田領司会長）は19日の通常理事会で、中小建設業界の現状打開に向けた要望を決議した。災害時に地域住民の先頭に立って安全・安心を守るとともに、地域の主要産業として雇用を守るなど「社会に貢献する力強い地場産業」の役割を果たし続けるため、必要十分な公共事業予算の安定的・持続的確保などを求める。

4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するための積算体制の構築なども訴えている。

主として2024年度の予算や施策に対する要望で、今後順次、国や都道府県、市町村などの関係団体に提出する見通しだ。

予算関係では、23年度補正予算と24年度当初予算の切れ目ない執行と施策効果の早期発現、改正国土強靱化基本法に基づく実施中期計画の早期策定への期待を表明。次期国土強靱化対策予算の当初予算化も働き掛ける。債務負担行為や繰越明許費の積極活用などによる工事発注・引き渡し時期の平準化も要請する。

設計積算関係では、設計労務単価や施工単価、安全費、一般管理費のさらなる引き上げ、週休2日工事の労務費と現場経費の割増補正係数の1・2以上への見直し、移動時間などを考慮した標準作業時間への変更などを列挙した。中小建設業者が主に手掛ける小規模工事を巡り、施工パッケージ型積算方式の拡充や中小規模区分での労務費調査の実施も提案する。

新・担い手3法の地方自治体への浸透も引き続き訴える。民間発注工事を含めたダンプ（過度な安値受注の排除、最低制限価格・低入札調査基準価格の予定価格の95%以上への引き上げ、予定価格以上でも落札できる入札契約

制度の検討、予定価格の事前公表の廃止などを求める。このほか、自治体発注工事での提出書類の簡素化、建退共制度の退職金増額、技術者資格取得要件の緩和なども盛り込んだ。

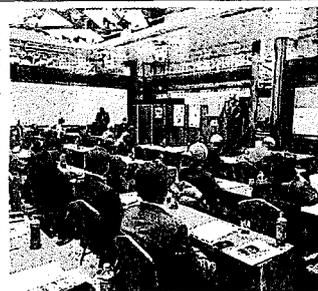
同日の理事会では、全中建として業界を挙げた土曜閉所の推進に取り組む方針も決めた。

国土強靱化

テーマに講演

協議員会

全国中小建設業協会（土志田領司会長）は19日、東京都中央区のコートヤード・マリOTT銀座東武ホテルで2023年度協議員会を開いた。写真。内閣官房国土強靱化推



進室の奥田誠子参事官が、国家百年の大計として政府が推進している国土強靱化の取り組み内容を説明した。

開会に当たり土志田会長は、同日に正副会長で塩見英之国土交通省不動産・建設経済局長を訪ね、意見交換したことを報告した上で、「設計価格が適正価格だと思っている。限りなく設計価格に近い金額で落札できる仕組みにし

てほしい」などと要望したことを明かした。

また、国土強靱化に関して「今のところ（加速化対策）は補正で予算措置がされているが、引き続き当初予算での確保を求めていく」と述べた。講演会では奥田参事官が、23年6月に成立した改正国土強靱化基本法の要点、国土強靱化5か年加速化対策の事例

や進捗（しんちよく）状況、24年度国土強靱化関連予算案のポイントなどを解説した。

協議員会の前には、23年度第5回通常理事会も開き、中小建設業者の現状打開に関する要望案などを審議し、決議した。能登半島地震の被災者支援を目的に、全中建として義援金を拠出することも決めた。

24. 1. 23

建設通信

24年度政策要望を決議

「働き方改革推進宣言」発出へ

全中建



土志田会長

全中小建設業協会（全中建、土志田領司会長）は19日に東京都内で理事会を

開き、「中小建設業界の現状打開に関する要望」と題した2024年度政策要望を決議した。持続可能な中小建設業を目指し、国土強靱化対策を柱とする公共事業予算の安定確保と地域の受注機会確保を訴えている。4月に迫る時間外労働

上限規制に対応し、週休2日の推進や長時間労働是正、生産性向上を後押しする施策パッケージとして「働き方改革推進宣言」を発出することも決めた。

―1面参照

働き方改革推進宣言の発出は土志田領司会長が同日の理事会で表明した。▽全中建人材採用・定着支援部の運用▽現場担当者支援

業務▽勤務間インターバルの確保▽遠隔臨場による現場効率化▽カーボンニュートラル（CN）の五つの取り組みを受発注者協働で展開し、会員企業により安定した経営を後押しする方針だ。理事会では時間外労働上限規制を順守するため、全中建として他の建設業団体と連携し土曜日に現場閉所するキャンペーンを拡大していく方針も決議した。全中建は早期に政策要望を関係省庁や全国知事会などに提出する予定。

時間外労働

9割は30時間未満

全中建設業協会
実態調査
週休2日、8割推進

全国中小建設業協会（土志田領司会長）は、人材確保・育成対策などに関する2023年度実態調査結果をまとめた。働き方改革に関連し、時間外労働時間を聞いたところ、

24.1.23 建設通信

9割は月30時間未満だった。週休2日の取り組みも、8割が推進していることが分かった。

アンケートは、全中建設業協会傘下企業23330社を対象に23年8月から10月にかけて実施し、920社から有効回答を得た（回答率39・5%）。

月当たりの時間外労働の実態によると、10時間未満が40%と最多を占め、次いで10時間以上20時間未満の31%、20時間以上30時間未満の19%、30時間以上の10%の順となった。残業の発生原因は、「煩雑な書類作成」と「人手不足」の二つが突出しており、「自然条件」「適正な工期の発注ではない」「設計内容の不備」も比較的多かった。

週休2日は、既に取り組んでいるが53%、実現に向けて取り組んでいるが27%、検討中が17%を占めた。取り組みは、3%が「くわすかだ」だった。週休2日が難しい場合の理由としては、「繰り越しができない工事で納期に間に

合わせるため」「週休2日には無理のある工期設定」「職人不足で土日に作業せざるを得ない」などが挙がっている。週休2日の実現には、労務費の上昇や歩掛かりの見直し、発注者の理解と意識改革などを求める意見が寄せられている。

新・担い手3法関連では、発注者による予定価格の設定や最新の積算基準の適用、工期の設定、設計変更の実施状況などを尋ねた。いずれの項目も「適正ではない」との回答が、国で3、4割、都道府県で5、6割、市町村で6、7割に上った。

公共発注機関に対する意見には、「土木事務所単位で総合評価や評点の考え方が違う」「市町村工事も週休2日補正とICT補正を行ってほしい」「設計図書の精度を向上させてほしい」「くじ引きにならない入札制度の検討をお願いしたい」などがあった。

新規正社員の24年度採用予定によると、64%（590社）は技術者の採用がないと答えた。技能者は85%（779社）、その他職員は84%（775社）が採用なしとなっている。

価格設定
定期工事
予定期

市町村6割超が不適正

全中建調査自治体の遅れ目立つ

全国中小建設業協会（全中建、土志田領司会長）

は会員企業を対象に、新・担い手3法に基づき発注手続きが適切に行われているか調べた。国や都道府県、市町村といった発注機関別に適正な予定価格が設定されているか確認した結果、適正でないと答えた割合は都道府県で5割超、市町村で6割超を占めた。4月に時間外労働上限規制の適用が迫る中、工期設定が適正でないと答えた都道府県や市町村の割合も予定価格と同水準だった。■2面に関連記事

2023年度の「人材確保・育成対策等に係る実態調査」として昨年8～10月、会員2380社を対象に実施し39・5%の920社が回答。調査時点付近の状況を集計した。

新・担い手3法の発注者責任を理解しているか調べたところ、複数回答で回答2019社の41%が「理解

していない」とした。発注

機関別割合で国が同52・1社の34%、都道府県が同71・9社の37%だったのに対し、市町村は同77・9社の50%を占めた。会員からは行政職員の経験不足などから「設計変更を受注者に押しつける」などしわ寄せを問題提起する意見が出た。予定価格の設定が適正で

ないと答えた発注機関別割合（複数回答）は、国が回答376社の32%にとどまる一方、都道府県が同686社の52%、市町村が同772社の62%と半数を上回った。理由には「歩掛かりを見直してほしい」「適正利潤の確保を意識していない」「一般管理費を見直してほしい」という意見が集中した。設定工期が適正でない

と答えた発注機関別割合（同）も国が同381社の33%だったのに対し、都道府県が同689社の53%、市町村が同781社の61%と自治体の遅れが目立った。理由として「速やかに着工できる準備をしてほしい」「発注時期に問題ある」「発注および引き渡し時期を平準化してほしい」などの意見が目立った。

全中建・土志田会長

被災地に義援金

「復旧・復興へ支援」

では、横浜や川崎の企業が、水道の復旧支援に向けて現地に入ったことなどを話した。

また、4月から建設業にも適用される時間外労働の上限規制への対応や、担い手確保の課題に

関して土志田会長は、これらに対応できる中小建設業の経営改善に向け、公共工事の入札制度について、「設計価格が適正価格」だとし、設計価格に近い価格で落札できる制度にすることを要望した。

国土強靱化について講演した奥田参事官は、最大限の人命の保護や、国土社会の重要機能の維持などの基本目標を説明。取り組みの事例や進捗などを伝えた。

能登半島地震

全国中小建設業協会（全中建）土志田領司会長は19日、協議員会を開き、土志田会長「写真」が、能登半島地震に関して、同日の理事会で被災地に義援金を贈ることを決めたことを報告した。そして、「人間は無



力だが、力を合わせれば乗り越えることができると話し、復旧・復興に向けて積極的に協力していく考えを強調した。また、内閣官房国土強靱化推進室（きょうじん）の奥田誠子参事官が訪

れ、国土強靱化の推進について講演した。

土志田会長は、国の国土強靱化策に関して、「政策として定着し、まとった予算付けがされるようになった。しかし、補正予算ではなく、当初予算での計上を引き続き働き掛けていく」と述べ、取り組みへの協力を呼び掛けた。

全中建では同日午前、

土志田会長ら正副会長が国土交通省の塩見英之不動産・建設経済局長を訪れ、能登半島地震への対応や、建設業が直面している担い手確保などの課題について意見を交わした。協議員会で土志田会長は、この意見交換の様についても伝えた。

能登半島地震への対応に関して土志田会長は塩見局長に、全建の会員

24. 1. 01

日本工業経済新聞



インフラ整備に概成なし

一般社団法人 **全国中小建設業協会**

会長 **土志田 領司**

令和6年 新年を迎えるにあたり謹んでご挨拶を申し上げます。

会員の皆さま方におかれましては、平素より中小建設業界の健全な発展のため、当協会の活動に対しまして特段のご理解とご協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

昨年も全国各地で気候変動による豪雨等の大規模な自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。国においては、この自然災害から国民の生命と財産を守るため、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」を着実に実施され整備効果が発現され被害が軽減されている実態もあり、国民にとっては非常にありがたいことであります。

我々中小建設業界は、地域の人々の生活をより豊かにするインフラ整備を行うことにより、地域住民を災害から守り、安心して暮らせるよう施設の建設や維持を日々の生業としております。また、災害時にあっては、住民の先頭に立って安全・安心を守る活動を行い、「地域の守り手」として使命を果たしております。

しかし、地方公共団体が発注する工事量に変動

があるため、安定経営を営めない企業も多数存在しております、中長期的に安定的・持続的な予算確保がされれば、企業としても経営の安定に向けて努力することが可能となります。さらには、従業員の処遇改善、若者の雇用が可能となります。地域に根差しているからこそ「地域社会に貢献する力強い地場産業」としての役割を十分果たすことができます。

インフラ整備には概成はありません。一度作ったら終わりではなく適切な維持修繕・更新などメンテナンスが必ず必要となります。また、国民生活のスタイルの変化や、新たな技術革新により求められるインフラの水準も日々変化してきます。このためにも、地域の人々が安心して豊かに暮らせるためのインフラ整備を引き続き実施してまいります。

最後に、新しい年が業界にとって環境が好転し、より素晴らしい年でありますようお願い申し上げますとともに、皆さま方のご健勝とさらなるご発展・ご活躍をご祈念申し上げ、新春のご挨拶といたします。

24年度予算案に団体
トップがコメント

政府が22日に2024年度当初
予算案を閣議決定したことを受け
て、日本建設業連合会、全国建設
業協会、全国中小建設業協会の3
団体が会長コメントを発表した。

経済回復へ早期
成立・執行を
日本建設業連合会
宮本洋一会長



2024年度政府予算案は、前
年度と同額の公共事業予算が
確保されました。また、23年度補

正予算において、過去2年を上回
る約2・2兆円規模の公共事業開
係費を確保いただくことにも、
「防災・減災、国土強靱化のため
の5か年加速化対策」分は、引き
続き前倒しの進捗（しんちよく）
状況が維持されました。

予算の確保に「尽力いただい
た、国土交通省をはじめとする政
府および与党の関係各位に感謝を
申し上げます。

国際的な原材料価格の高止まり
や円安がもたらした物価上昇の中
で、「デフレ完全脱却のための総
合経済対策」に示された対策が着
実に実施され、「コロナ禍からの脱
却」による経済社会活動が正常化す
る日本経済がさらに回復するため
にも、本予算案の早期成立と迅速
な執行を期待します。

加えて、6月に改正された国土
強靱化基本法に位置付けられた
「国土強靱化実施中期計画」が早
期に策定され、5か年加速化対策
を上回る予算が確保されることを

希望します。

当会におきましては、施工余力
は十分に有しており、引き続き会
員一丸となって、公共工事の円滑
な施工に万全期を怠りません所存
です。

補正、当初予算の
切れ目ない執行を
全国建設業協会
奥村太加典会長



2024年度予算案では、前年
度と同程度（26億円増の6兆08
2.8億円）の公共事業関係費が計
上されており、これら予算案の
取りまわめに当たり、「尽力いた
だいた国土交通省をはじめ政府お
よび与党の関係各位に心から感謝

を申し上げます。

を申し上げます。

今後は、23年度補正予算から24
年度当初予算にかけて、切れ目な
く予算執行がなされ、施工時期の
平準化にも配慮していただくこと
も、地域の実情を踏まえた予算
の重点的配分がなされるよう重ね
てお願いする次第です。

地場中小建設業
の使命果たす
全国中小建設業協会
土志田領司会長



2024年度予算案は、前年度
と同額の公共事業予算を確保
されたこと、国土交通省をはじめ
関係各位に感謝申し上げます。

全建と47都道府県建設業協会

は、会員企業の十分な施工余力を
生かし、事業の円滑な執行に貢献
するとともに、「地域の守り手」
として国民の暮らしを守り、さま
ざまな経済活動を支える社会資本
整備に引き続き全力で取り組んで
まいります。

全国の地方公共団体が発注する
公共工事は、われわれ中小建設業
界が受注の中核を担っており、
地域経済の downstairs の重要な役割
を果たしていることを確信しておりま
す。

全中建としても予算の早期執行
により、地域経済が活性化し、活
力ある地域を再生するため、地域
に根差した企業の特徴を生かしな
がら、地域の守り手として住民の
安全・安心の確保のため、社会基
盤施設の整備・保全を引き続き美
施し、地場における中小建設業と
しての使命を果たしてまいります。

若者入職・定着へ

全中建が支援部会設置



全国の傘下団体・会員企業から集まった部会メンバーら

中小建設業への若者の入職と定着を促進するため、全国中小建設業協会（全中建、土志田領司会長）が同協会の建設業振興対策委員会に「人材採用・定着支援部会」を設置し、19日、東京都内で初会合を開いた。傘下団体の代表や、会員企業の人事担当者など約30人が参加し、各企業での取り組みや、今後の部会活動について意見を交わした。

同部会では、中小建設業への若者の入職と育成、定着を支援するため、これらに関する調査・研究や情報の収集・発信をはじめ、研修会などを実施する。同日の初会合で、部会長として、建設業への女性の入職促進に取り組む沖縄県中小建設業協会女性部長の松田由紀子・牧野建設専務取締役を選任した。

会合の冒頭、あいさつに立った土志田会長は、「建設業の担い手不足に強い危機感を示す一方、2024年4月から建設業にも適用される時間外労働の上限規制について触れ、「建設業が変化するチャンス」だと指摘。「建設業が発展するためには、見本を発信できれば」と、同部会の活動への期待を述べた。

また、建設業振興対策委員会の小野徹委員長が「中小建設業がポジティブに人材採用に取り組み、地方に仕事の場をつくり出していこう」と呼び掛けた。

意見交換では、建設業のイメージアップに向けた情報発信や週休2日の導入、資格制度の活用な

どの必要が指摘された。さらに、女性が働きやすい多様な雇用形態や、役割を1人に集中させないジョブ・シェアの導入などの取り組みが報告された。また、建設業振興基金経営基盤整備支援センターの佐藤正樹人材育成支援担当総括部長が、「建設業の担い手確保・育成に向けた取り組み」について講演した。

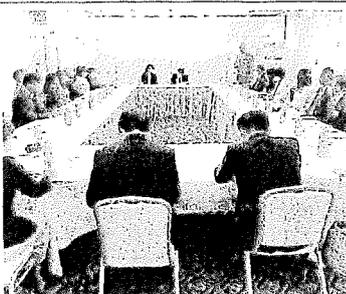
次回会合を来年3月に開き、今後の事業計画を固める。

23.12.15

建通新聞

人材採用・定着支援部会が始動

永続的發展へ方策探る



全国中小建設業協会（土志田領司会長）が新たに立ち上げた「人材採用・定着支援部会」が始動した。13日に東京都千代田区のKKRホテル東京で初会合を開き、若者をはじめとする担い手確保に向けた攻めの方策などに関する議論をスタートさせた。写真。

全国中小建設業協会（土志田領司会長）が新たに立ち上げた「人材採用・定着支援部会」が始動した。13日に東京都千代田区のKKRホテル東京で初会合を開き、若者をはじめとする担い手確保に向けた攻めの方策などに関する議論をスタートさせた。写真。

とすると、会議体を設置するのは初めて。

開会に当たり、土志田会長は「特にここ最近、担い手不足の危機感を肌で感じるようになった。新卒採用も難しくなってきた。建設業では来年4月から残業規制が始まり、本当に生き残れるか不安もあるが、逆に建設業が新

3K（給与・休暇・希望）に変わっていく大きなチャンスである。部会はまずは手探りでも、皆さんで育ててもらい、ここから建設業が永続的に発展していくための見本を発信できればうれしく思う」とあいさつした。

同部会の上部組織に当たる建設業振興対策委員会の小野徹委員長（全中建副会長）は「当初は女性部会の設置を考えていたが、男女を問わず、若手の採用に一番苦労しているという点を踏まえ、この部会を立ち上げることにした」と経緯を説明。「これまでは担い手不足や時間外労働規制

におびえ、どちらかというと守りの姿勢だったが、これからはもっとアクティブに、ポジティブに人材採用に取り組んでいきたい。全国で、われわれ建設業が雇用の中心を担っていることは紛れもない」と強調した。

初会合には、全国から会員団体加盟企業の女性経営者や採用担当者ら18人が出席した。部会長には、牧野建設（沖縄県中小建設業協会所属）の松田由紀子氏が就任した。副部会長は、菅原組（みやぎ中小建設業協会所属）の亀山麻耶氏、稲村建設（静岡県中小建設業協会所属）の稲村明

子氏、さくら建設（大阪府中小建設業協会所属）の大潮真珠氏の3人が務める。フリーデイスカッションでは、建設系専門学科が減る中で、普通科高校生へのアプローチ、大手ゼネコンや製造業など他産業との人材獲得競争、一人ひとりのライフステージなどに合わせた多様性のある雇用形態、仕事を分担・支援できるジョブシェアの在り方などがテーマに挙がった。

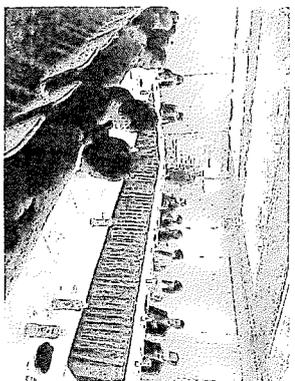
今後は年度内に第2回会合を開き、2024年度以降の具体的なスケジュールなどを詰める予定だ。

23.12.15

建設通信

手着
担保
い
定
確
多様で柔軟な働き方必要
全中堅中堅若手主体に部会

全国中小建設業協会（全
会員企業の中堅・若手経営
者や社員が主体となり担
建 土志田領司会長）は
合つ「人材採用・定着支援
部会」を立ち上げ、13日に
東京部内で初会を開いた
上写真。計18人いるメンバ
ーのうち11人が女性。部会
長には部会設立を提案し、
神縄県中小建設業協会で女
性部会長を務める松田田
紀子氏（牧野建設）が就い
た。



同部会は全中建設業振
興対策委員会（委員長・小
野徹副会長の傘下に設置。
若者か入職し活躍するた
め、全中建に参加する中堅
や若手ならではの斬新な発
想を前提に「入職および育
成に関する調査研究」研修
および講習会の実施「情報
交換および資料の収集・提
供」これら以外に同部会の
目的達成に向け必要な事項
の一の四つに取り組み。
初会では一人一人の生
活事情や価値観を踏まえた
多様で柔軟な働き方の在り
方を議論。メンバーが勤め
る企業の先導事例などを共
有した。建設業の魅力が一
般の若者に広く伝わるよ
う、なじみやすい部会の発
称を決める方針も一致し
た。出席した土志田会長は
「建設産業が永続的に発展
していきえるよう、若い人を
振り向かせる施策な議論や
発信を期待したい」と述べ
た。
次回会合は来年3月13日
に予定。

全中建

ブロック別意見交換終える 働き方改革中心に議論

全国中小建設業協会（全中建、土志田領司会長）と、国土交通省や地方整備局との2023年度ブロック別意見交換

会が、8日の四国ブロックを最後に日程を終えた。2024年4月から建設業にも適用される時間外労働の上限規制をに

らみ、建設業の働き方改革を主要テーマに各ブロックで活発に意見が交わされた。

23年度は全中建傘下の14団体が参加。9～12月に東北・関東・中部・近畿・中国・四国の6ブロックで意見交換を行った。

時間外労働上限規制への対応では、現場での実際の労働時間と、設計上の労働時間の差が論点の



8日に開かれた四国ブロックの意見交換会

一つとなった。関東ブロックでは「東京都内の路上工事の現状を踏まえ、作業の実態に沿った標準歩掛の変更と工期の見直し」を要望。国交省側は、実態を調査して対応を検討していく方針を示した。

また、週40時間労働や週休2日に対応する設計労務単価として、関東では15%、東北では約20%の引き上げを求める声が上がった。

設計労務単価に関しては四国では、「専門職の技能レベルに満たない作業員が多能的に仕事に従事している」とし、実態に対応する制度改正を求める意見も出た。

この他、ダンピング対策のための最低制限価格（低入札調査基準価格）の引き上げや、賃上げに

必要な現場管理費・一般管理費の見直し、資材価格高騰への対応などに関して活発に意見が交わさ

れた。最低制限価格について、関東や中部では、予定価格の95%以上への引き上げを求める意見が出た。また、近畿ブロックでは、大阪・関西万博工事に伴う職人不足への対応も議題に上った。国交省側からは「周辺の公共工事を含め、ピークをすらす調整が必要になる可能性」が示唆された。

23.12.13

建通新聞

建築・設備にも拡大

工事日2週休

都建設局 繰越明許費で平準化

期が遅れた場合、債務負担を明許費を使うことを、あらかじめ設定していない単年度工事では、年度をまたがないよう、発注ロットを分割したり、施工内容を見直して工期を短縮するなどして、発注規模を縮小するケースがある。

都建設局は、年度内に収めようとするこれらの行為が、業務における年度末の履行期限設定、工事における年度前半の稼働件数減少の一因になっていると分析。単年度工事でも、繰越明許費の活用で年度をまたげるようにすることで、発注時期がずれても当初予定工期で発注可能にする。

品質確保に関するアドバイザリー会議の委員を務める原澤敦美弁護士は「平準化の目的は、(繁忙期の集中による)受注者側の配置予定技術者不足を解消し、ひいては入札不調を減らすことにある。繰越明許費を使うことを、あらかじめ「すべき」と助言した。

生産性向上を図る建設DX(デジタルトランスフォーメーション)関連の施策では、ICT活用工事の適用工種を拡大するほか、遠隔現場は緊急施工を除き、効果が期待できる工事に原則活用する。BIM/CIMは、23年度に引き続き測量、設計、施工の各段階で試行する。

このほか、発注関係事務に関する区市町村支援にも注力する。特に、建設業の時間外労働上限規制を見据え、22年度実績で実施割合が約26%(62自治体中16自治体)と少ない「週休2日制確保工事」の普及を推進する。都内自治体の状況をマップ上で色づけして見える化し、各発注者の意識向上などを図る。

東京都建設局は2024年度から、全ての土木工事に適用している「週休2日制確保工事」を建築、設備工事にも拡大する。建設現場の完全週休2日を実現し、若手技術者の確保・定着を目指す。同工事では、当初契約時に必要経費を計上するほか、4週8休以上の現場閉所を達成した場合に工事成績評定で加算措置を講じる。23年度は12月末時点で、対象工事の約99%(307件中306件)を週休2日制確保工事として契約しているという。

担い手確保・育成関連の施策では、女性技術者の全期間配置などに対してインセンティブ(優遇措置)を講じる「女性活躍モデル工事」にも継続して取り組む。23年度と同様に、WTO案件は原則、発注者指定型とし、いわゆる手上げ方式となる受注者希望型も引き続き運用する。12月末時点の実績によると、23年度は発注者指定型が1件、受注者希望型が5件となっている。

評定を加算する「魅力発信モデル工事」は、原則対象の範囲をWTO案件から「議案案件」に拡大する。安全面などで困難な工事を除き、積極的に適用していく。23年度は12月末時点で18件が対象となっている。

働き方改革関連では、工事業務ともに、引き続き債務負担行為を活用するほか、新たに繰越明許費も効果的に使い、平準化を一層推進する。関係機関協議や地元協議の長期化、入札不調による再公告など、想定外の事態で発注時

期が遅れた場合、債務負担を明許費を使うことを、あらかじめ設定していない単年度工事では、年度をまたがないよう、発注ロットを分割したり、施工内容を見直して工期を短縮するなどして、発注規模を縮小するケースがある。

都建設局は、年度内に収めようとするこれらの行為が、業務における年度末の履行期限設定、工事における年度前半の稼働件数減少の一因になっていると分析。単年度工事でも、繰越明許費の活用で年度をまたげるようにすることで、発注時期がずれても当初予定工期で発注可能にする。

品質確保に関するアドバイザリー会議の委員を務める原澤敦美弁護士は「平準化の目的は、(繁忙期の集中による)受注者側の配置予定技術者不足を解消し、ひいては入札不調を減らすことにある。繰越

明許費を使うことを、あらかじめ「すべき」と助言した。

生産性向上を図る建設DX(デジタルトランスフォーメーション)関連の施策では、ICT活用工事の適用工種を拡大するほか、遠隔現場は緊急施工を除き、効果が期待できる工事に原則活用する。BIM/CIMは、23年度に引き続き測量、設計、施工の各段階で試行する。

このほか、発注関係事務に関する区市町村支援にも注力する。特に、建設業の時間外労働上限規制を見据え、22年度実績で実施割合が約26%(62自治体中16自治体)と少ない「週休2日制確保工事」の普及を推進する。都内自治体の状況をマップ上で色づけして見える化し、各発注者の意識向上などを図る。

24.1.29
建設通信

東京都 24年度予算案 投資的経費 4.3%増 2年連続1兆円超え

東京都は26日、2024年度予算案を発表した。投資的経費は前年度比4.3%増の1兆0719億円となり、2年連続で1兆円を

超えた。防災対策のレベルを上げる「TOKYO強靱化プロジェクト」関連の施策を推進する。道路の整備や鉄道の連続立体交差化なども進め、物

や人の流れを円滑化し、安全・安心で快適に暮らせる都市を実現する。投資的経費の内訳は、工事費など92%増、用地取得費1465億円(同4.7%減)。一般会計は8兆4530億円(同5.1

東京都2024年度予算案のインフラ・施設整備関連の主な事業 (単位:百万円)

担当部局	事業名	2024年度予算	前年度比(%)
建設局	区部環状・多摩南北方向の道路の整備など(都市の骨格を形成する幹線道路網の整備)	81,267	▲7,992
	東京外かく環状道路の整備推進	5,128	11
	一般道路の整備(区部・多摩)	72,859	▲4,197
	一般道路の整備(山間・島しょ)	7,221	▲1,423
	鉄道の連続立体交差事業の推進	54,490	10,495
	橋梁の整備	30,486	▲769
	交通安全施設の整備(無電柱化の推進など)	46,510	122
	中小河川の改修(護岸や調節池の整備)	56,461	1,513
	東部低地帯における耐震・耐水対策の推進	23,601	▲205
	公園の整備	50,012	12,053
港湾局	臨海副都心整備事業(広域基盤施設整備など)	13,659	3,299
	東京港整備事業(港湾機能の強化など)	30,438	427
	廃棄物処理場の建設事業	15,184	▲2,019
	東京港海岸保全施設建設事業	10,032	▲5,983
教育庁	島しょ振興事業(地方港湾整備など)	19,301	77
	都立学校施設整備	40,132	5,129
住宅政策本部	公立学校の空調設置	5,657	742
	公営住宅の建設など	79,023	6,852

でも進め、物や人の流れを円滑化し、安全・安心で快適に暮らせる都市を実現する。投資的経費の内訳は、工事費など92%増、用地取得費1465億円(同4.7%減)。一般会計は8兆4530億円(同5.1

の増)となり、3年連続で過去最大を更新した。TOKYO強靱化プロジェクト関連には7609億円(23年度当初予算7358億円)を計上した。東京強靱化推進基金から1930億円を取り崩した。都市防災機能の強化を目的とした無電柱化対策には445億円(436億円)を割り当てる。無電柱化をスピードアップするため、デジタル技術を積極的に取り入れるとともに、事業推進体制を強化する。延焼を防ぎ、災害時の避難や救助のルートとなる特定整備路線の整備に498億円(560億円)を充てる。

大規模水害に備えた中小河川の整備にも注力する。護岸や調節池、分水路などの建設に563億円(54

24. 1. 29
電 設 工 業

「境川中流第三調節池(仮称)」と「城北中央公園調節池(二期)」の工事に着手する。まちづくり関連では、多摩ニュータウンの再構築に乗り出す。23年度内に策定する再生方針を基に、多摩地区の自治体の取り組みを後押しする。関連経費として新規に3000万円を振り向ける。

26日の会見で小池百合子知事は「国の方策を待つのではなく、東京がなすべきことをちゅうちょなく前に進めるため、大胆な施策を積極的に盛り込んだ」と話した。

交通網の拡充に向けては、JR東京駅(千代田区)近くから臨海部の東京ビッグサイト(江東区)までを結ぶ「都心部・臨海地域地下鉄」の事業計画をブラッシュアップ。3億円(23年度当初予算6000万円)を計上し、工事内容などを具体的に検討する。地下鉄の有楽町線と南北線の延伸を早期に実現するため、事業主体である東京メトロを支援。関連経費として18億円(9億円)を充てる。

都建設局 総合評価、プロポ

「原則適用」見直し

価格競争含め適切に選択

東京都建設局は設計などの委託や工事の発注に際して、予定価格を判断基準に総合評価方式やプロポーザル方式を「原則適用」してきたこれまでの対応を改める。2023年度から委託にも最低制限価格制度を導入してダンピング対策を講じたことに加え、担い手を育成・確保する観点で受注機会を拡大したり、時間外労働の上限規制を控えて事務負担を軽減したりすることの必要性を求める声が、内外から上がっているため。各案件の内容に応じ、価格競争を含め適切な発注方式を選ぶ形へと見直す考えであり、24年度の取り組み方針案に盛り込んで、25日の「建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザー会議」に示した。

建設局はこれまで委託や工事の品質を確保する取り組みの一環として、予定価格によって総合評価方式やプロポーザル方式を「原則適用」してきた。建設局はこれまで委託や工事の品質を確保する取り組みの一環として、予定価格によって総合評価方式やプロポーザル方式を「原則適用」してきた。建設局はこれまで委託や工事の品質を確保する取り組みの一環として、予定価格によって総合評価方式やプロポーザル方式を「原則適用」してきた。

24. 1. 26
建通新聞

が置かれ、新規や実績がない事業者の落札が難しいとの意見が寄せられた。これらを踏まえ、案件ごとの内容に応じて総合評価とプロポーザル、価格競争の中から適切な発注方式を選択するよう見直す。選定に当たって技術的工夫の余地など、そこで24年度から試行的にスタートすることにも、国土交通省が実施している「チャレンジ型」の総合評価方式などを参考にしつつ、財務局と連携して課題や解決策を探ることにしている。

ひとくちメモ

都建設局は委託の発注で総合評価方式を「原則適用」する基準を予定価格1000万円以上と定め、1000万円未満の場合でも土木設計に「原則適用」、測量と地質調査に「積極適用」している。また、技術提案の効果が高い場合と、土木設計の1000万円以上にはプロポーザル方式を「原則適用」してきた。23年度の適用率は約58%だった。

年度のこれらの適用率は土木設計が約60%、測量が約53%、地質調査が約71%だった。

一方、工事の発注では財務局契約案件のうちWTO政府調達協定の対象に総合評価を「積極活用」とするとともに、WTO以外の財務局契約案件で総合評価を「原則適用」してきた。23年度の適用率は約58%だった。

都建設局、総合評価の原則適用を転換

内容に応じ価格競争

事務軽減、新規参入促進も

東京都建設局は2024年度に、総合評価方式を原則適用するとしてきた発注時の方針を転換する。工事や業務の内容に応じて、価格競争方式も選択する。4月から建設業に適用される時間外労働の上限規制への対応という観点も含め、受発注者双方の事務負担を軽減するほか、新規参入の促進によって担い手の育成・確保につなげるのが狙い。ただ、有識者からは「品確法（公共工物品質確保促進法）に逆行するのではないか」などといった指摘もある。都の担当者は「決して価格競争を推奨するものではなく、総合評価はしっかりと使っていく」とした上で、価格競争適用案件の成績評価などをモニタリングしながら、品質確保と事務負担軽減などの両立を図る考えを示した。

25日に都庁内で開いた「建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザリー会議」に提示した。24年度の取り組み方針に、

「これまででは予定価格を判断する考え方に改める」と明記し、品質向上などの提案を求める案件には総合評価方式の技術提案型、周辺環境などに配慮した適切な施工計画を求める案件には技術力評価型（予定価格1億6000万円以上）、または施工能力審査型（同2億5000万円未満）を使う。いずれにも該当せず、工事の内容的に問題ないと判断した案件に価格競争方式を適用する。土木、建築などの工種によって基準額は異なるが、低入札価格調査制度と最低制限価格制度を適切に運用し、ダンピング（過度な安値受注）を排除する。

業務の場合は、遂行時に求められる知識と構想力・応用力の高低度合いに応じて、プロポーザル方式、総合評価方式、価格競争方式を使い分ける。例えば道路事業の場合、最適路線選定などはプロポーザル、中心線決定などは総合評価、数量算出などは価格競争といったイメージだ。アドバイザリー委員の堀田昌英東大大学院教授は「品質確保の取り組みである総合評価を新規参入促進のためにやめていいのかが。時代に逆行するのではないかと指摘し、国土交通省が直轄工事で活用しているチャレンジ型（他発注機関での実績を評価）を参考事例として紹介した。原簿敦美弁護士も「総合評価方式によって実際に成績評定点が良くなっている中、価格競争に戻る余地を与えることになるが大丈夫か。総合評価を衰退させることなく、取り組みを進めてもらいたい」と訴えた。都側は、安易に価格競争を選択する考えはない点を強調し、方針転換に理解を求めた。原簿弁護士は「どの方式を選ぶのか。今まで以上に、発注者の技量が問われることになる」とも述べた。24年度の方針は、入札契約の事務負担軽減、発注方式の明確化、多くの事業者に対する受注機会の確保などを求める建設事務所や業界団体の意見を踏まえて決定した。

都の務
京事、
東工

価格競争も選択肢に

受発注者の事務負担軽減

東京都建設局は2024年度、工事と業務の発注で総合評価方式を基本としつつ、案件に応じて価格競争を選択肢に加える。4月からの時間外労働の罰則付き上限規制適用を見据え、受発注者双方の事務負担を軽減するとともに、新規参入者を増やし事業者の幅を広げることが目的。有識者の助言を得ながら、より良い方向を模索する考えだ。

25日に都庁で開いた「建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザリー会議」で方針を示した。

都は現在、総合評価方式を原則または積極適用している。各建設事務所の設計者や監督員に行ったアンケート

実績に評価の重点を置く傾向がある。業界団体からは「新規参入や実績のない事業者は落札が困難な状況だ」との声も寄せられている。

花井徹夫道路監は「受注者の負担を減らすとともに、新規参入を増やさないといけない。われわれの技量が試されている。(アドバイザー委員から)アドバイスをもらいながら、よりよい方向に持っていきたい」との考えを示した。都建設局では価格競争一辺倒にならないよう留意しながら

来年度、発注する予定だ。工事と業務の平準化をさらに進めるため、これまで主に活用していた債務負担

行為に加え、繰り越し明許費を効果的に適用する。関係機関協議の長期化や入札の不調などにより発注時期が遅れた場合でも、年度をまたいだ工期や履行期間を設定しやすくする。

担い手確保・育成に向けて週休2日の確保を一層推進する。現在、全ての土木工事を対象に実施している「週休2日制確保工事」を、24年度は建築・設備工事にも適用する方針を示した。

24. 1. 26

建設工業

年頭所感

明けましておめでとございます。

新年の朝、窓を開け、凜とした空気を胸いっぱい吸い込むと、新しい一年に踏み出すパワーが全身にみなぎってきます。都政においても、世界との扉を開け放ち、都民の皆さまの幸せのために、明るい未来へと真っ直ぐに突き進んでいきたい。年頭に当たり、都知



事として、このような思いです。いよいよ5月から本格的に動き出す「Tokyo Innovation Base」を核にして、大谷翔平選手をはじめ、多岐にわたる種を次々と花開かせる新たなエコシステムを創出することを目指します。東

の若者が世界で活躍して、生み出してまいります。東京の強みや可能性を国内外へ発信するイベント「Su

持続可能な都市活動を

東京都知事 小池 百合子

どもや子育てを全力でサポートすることはもとより、yoshitokyo 2024」の開催も控えています。サステナブルとテクノロジーを掛け合わせ都市の変革に挑む東京のダイナミズムを多くの方々に体感していただきたいと思います。

そして、「人」が生み出す多種多様な技術や発想が、イノベーションの種となり、気候危機が深刻化する

「創造力」が試される一年の始まりです。東京だからこそのことを考え抜き、さらなる高みへと成長を続ける都市を創り上げてまいります。

新しい年が、皆さまにとって幸多き素晴らしい年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

東京都

噴火対応の指針策定

除灰、優先路線を指定

東京都は、富士山の噴火に備えて「大規模噴火降灰対応指針」を策定した。交通インフラの機能を維持するため、庁舎や医療機関といった重要拠点を「優先して灰を取り除く方向性を提示。資機材の確保に向け、関連団体との協定締結に加えて国や自治体と広域的な連携体制を構築したい考え。発電所などのライフラインの維持についてもそれぞれの事業者が講じるべき取り組みを明確化。今後、各施策を具体化して国への要望を行うことも、都と地元自治体などの役割分担や対応を定める「地域防災計画（火山編）」を改定する。

富士山が大規模噴火した場合を想定し、道路啓開や火山灰の処分、都民への情報発信など、都市機能維持して都民の生活を守るために必要な対策をまとめた。降灰の影響が広範囲にわたることが予想されるため、国や区市町村、関連事業者などと連携して対応に当たる。

交通インフラの機能維持では、応急対策と輸送路管理の中枢となる機関・施設や都民生活の維持に関する施設を「降灰時除灰を優先する重要拠点」と位置付け、各施設と連絡する路線を「優先除灰道路」に指定。各道路の管理者がオペレーション計画を作成して降灰時のアクセスを確保する。

火山灰を仮置く場所は公有地などを基本に、地元自治体と連携して候補地を選定したい考え。今後、国に対して処分費用の負担軽減策や処分方法の具体化などを働き掛ける方針だ。

また、電力や通信、上下水道といったライフライン事業者との連携の方向性も明記。非常用発電設備の設置をはじめ、降灰時に機能を維持できる施設の整備を求めるところも、復旧作業の定期訓練などを通じて応急復旧体制を強化するよう促す。

23.12.27
建通新聞

東京都
技術者育成JV

効果・課題を検証へ

東京都による「技術者育成モデルJV工事」の2023年度の試行件数は12月現在で4件（開札ベース）となり、このうち1件が不調に終わった。表。12日の都議会本会議で状況を問われた山下聡財務局長は、中小企業を育成する面から効果を唱えつつ、「通常の工事案件の入札に比べて応札者が少なくなる傾向がある」と課題を指摘。18年度の制度開始から5年がたったことを踏まえ、改めて「中小企業育成の観点から今後、効果や課題について検証していく」との方向性を示した。

23年度に開札した4件の工種別は建築が3件、一般土木が1件。応札者数を見ると建築がいずれも1者で、一般土木は2者だった。

この他、一般土木1件の一般競争入札手続きを進めており、24年1月の開札を予定。河川1件についても近く入札を公告する予定だ。

間に立った川松真一朗氏（都議会自民党）は「近年の人手不足の中、大企業でもJVへのニーズが高まっていると聞いている。技術者育成モデルJV

工事をより一層、（中小企業育成の）効果が上がるよう検討していくべきだ」とたたきだした。

これに対し山下財務局長は、技術者育成モデルJV工事に参画した中小企業から「ICT建設機械による施工や工程管理ソフトによる情報共有など、先端技術や生産性向上につながる取り組みを学ぶ機会になった」といった成果が報告されている」と説明。応札者数の現状などを踏まえて今後、その効果や課題について検証していくと答えた。

東京都 技術者育成モデルJVの試行状況(建通新聞調べ、12月現在)

工事件名	工程	開札月	落札者	応札者数
2023年度				
令和5年度東雲二丁目防潮堤建設工事(その2)	河川	-	-	-
令和5年度中央防波堤外側その2埋立地東側護岸補修工事(その2)	一般土木	2024年1月	-	-
青山葬儀所(5)改築工事	建築	2023年12月	不調	1者
都営住宅5H-139東(足立区江北七丁目)工事	建築	2023年12月	株木・武家田JV	1者
東京消防庁国分寺消防署西元出張所(仮称)庁舎(5)改築工事	建築	取り下げ※	-	-
道路改修工事に伴う擁壁設置工事(5南東-鶴牧の2)	一般土木	2023年10月	森本・坂田JV	2者
都営住宅5H-101西(国立市北三丁目)工事	建築	2023年9月	株木・中村JV	1者
2022年度				
令和4年度中央防波堤外側その2埋立地東側護岸補修工事(その1)	一般土木	2023年2月	若築・新日本JV	2者
都営トンネル(仮称)(4)擁壁築造工事	一般土木	2022年12月	大成・鼎須JV	7者
都営住宅4H-105西(村山)工事	建築	2022年12月	関東・テッケンJV	2者
令和4年度東雲二丁目防潮堤建設工事(その1)	河川	2022年10月	東洋・古川JV	1者
都営住宅4H-124東(江戸川区下篠崎町)工事	建築	2022年9月	松尾・中島JV	2者

※再公告の際にモデル適用から除外

技術者育成モデルJV工事は入札契約制度改革の本格実施に伴い18年度に導入した。比較的大規模な工事のJV結成を撤廃して混合入札にかじを切りながらも、都の工事契約の多くを受注している中小企業の育成にはJVが有効だと判断。案件を選んで大企業と都内中小企業のJV結成を参加要件にしている。

JV構成員となった都内中小企業に技術者育成に関する成果がフィードバックされたと確認できれば、工事成績評価を加点するインセンティブもある。

都議会本会議で一般質

CCI東京が表彰式

技能者23人などに荣誉

「東京都魅力ある建設
事業推進協議会」(CCI
I東京、委員長・榎山和
男中央大学理工学部都市
環境学科教授)は18日に
「第31回技能者の顕彰」
と「第4回建設業若手・

女性活躍大賞」「第6回
フォトコンテスト」の表
彰式を開き、榎山委員長
が受賞者に表彰状と記念
品を手渡した。技能者の
顕彰で23人、建設業若手
・女性活躍大賞で33人、
フォトコンテスト
で14人が受
賞。審査委員長
を務めた芝浦工
業大学建築学部
建築学科教授の
蟹澤宏剛氏は建
設業の人手不足
に触れ、受賞者
に「誇りを持つ
て働き続け、若
者の目標となっ
てほしい」と呼
び掛けた。



「技能者の顕彰」の受賞者ら

もトップクラス。それを
支えているのが受賞者の
皆さんだ」と功績をたた
えた。また、記念品のワ
ッペンについて、「自己
身のユニホームに貼って
もらい、後輩の目標にな
るように引き続き活躍し
てほしい」と伝えた。

蟹澤氏は講評の中で
「CCI東京が活動を始
めた1992年ごろの建
設業は上り坂の途中で、
600万人を超える就業
者がいた」と振り返りつ
つ、「97年の685万人
をピークに、直近では4
80万人にまで減少し
たと業界の現状を説明
した。

その上で、「減った大
半は技能者の方々。これ
から建設業の担い手が劇
的に増えることはないだ
ろう」と主張。また、

「個人的には、国勢調査
でみた建設業の就業者数
が2045年には20年の
半分に減るとされている
『2045年問題』に危
機感を抱いている」と語
り、「担い手に入ってきた

てもらえるよう、働き方
改革で現場の環境を改善
しなければならぬ」と
強調した。

関連して、新規高卒者
の3年自離職率が45%に
のぼるという統計を示し
ながら、「人が働く糧と
なるのは、休みや給料の
多き以上に、仕事のやり
がいにあるのではない
か」と提唱。受賞者に対
して「皆さんは、現場で
汗水流して大きなものを
完成させる情熱やプライ
ドを持っている」と語り
かけた。

かけ、「若い人には早く
皆さんのように目標を見
つけて、それに向かって
頑張ってもらいたい。目
標が見えない中で日々仕
事をしているために、途
中でつらいことが起きて
辞めてしまう人が多いの
だから」と訴えた。その
ためにも「誇りを持って
この産業で働き続け、若
い人の目標となり、一般
の方々にも建設業の魅力
を伝えるという役割を担
ってほしい」と締めくく
った。

都道府県別週休2日達成率

達成率の推移=表②=

都道府県	達成率	週休2日達成率			
		21年度	22年度	増減	
石川県	93.8%	75%以上	3	4	
滋賀県	92.4%	30~75%	15	12	
北海道	91.3%	30%未満	28	▲15	
秋田県	83.8%	未集計	1	▲1	
大阪府	77.2%		7		
大分県	77.1%		27		
奈良県	76.3%		13		
福岡県	71.5%		0		
長野県	70.7%				
鹿児島県	67.0%				
長崎県	66.0%				
宮崎県	66.0%				
福井県	65.0%				
新潟県	64.9%				
島根県	62.7%				
青森県	61.5%				
三重県	57.9%				
熊本県	56.0%				
神奈川県	55.2%				
栃木県	48.8%				
岐阜県	48.4%				
山梨県	45.7%				
佐賀県	45.5%				
東京都	41.8%				

表①=

都道府県	達成率	都道府県	達成率
香川県	41.3%	徳島県	21.2%
兵庫県	40.7%	山形県	20.7%
富山県	40.1%	鳥取県	19.8%
沖縄県	39.4%	福島県	19.7%
千葉県	38.2%	愛知県	18.2%
埼玉県	37.1%	茨城県	18.0%
岩手県	35.9%	群馬県	18.0%
山口県	35.9%	愛媛県	16.9%
京都府	33.9%	広島県	16.0%
静岡県	30.5%	岡山県	15.7%
徳島県	21.2%	宮城県	15.1%
山形県	20.7%	高知県	14.1%
鳥取県	19.8%	和歌山県	13.5%
福島県	19.7%		
愛知県	18.2%		
茨城県	18.0%		
群馬県	18.0%		
愛媛県	16.9%		
広島県	16.0%		
岡山県	15.7%		
宮城県	15.1%		
高知県	14.1%		
和歌山県	13.5%		

2022年度に空した都道府県発注工事のうち、4割超の現場で週休2日(4週8休)を確保できていたが、国土交通省の調べで分かった。週休2日を確保できた工事の割合(達成率)は46.5%で、前年度調査と比べて約10ポイント向上し、4割超えた。また、達成率が向上した府県も増加し、都道府県での週休2日の取り組みが普及し進展していた。時間外労働の罰則付き正規雇用の増加も取り組みが加速しているものとみられる。

国土交通省調査

国土交通省は、22年4月1日～23年3月31日に空した都道府県発注工事のうち、4割超の現場で週休2日(4週8休)を確保できた。達成率は75%以上、「30~75%」「30%未満」の3つの階級に分け、比較すると、21年度から22年度で75%以上が団体、30~75%が15団体増えた。一方、30%未満が15団体減となった。

① 奈良県の76.3%の6団体が75%以上で続いた。対して、徳島県、山形県、鳥取県、福島県、愛知県、茨城県、群馬県、愛媛県、広島県、岡山県、宮城県、高知県、和歌山県の13団体では達成率が30%未満となった。表

また、達成率を75%以上「30~75%」「30%未満」の3つの階級に分け、比較すると、21年度から22年度で75%以上が団体、30~75%が15団体増えた。一方、30%未満が15団体減となった。

都道府県工事の4週8休

4割超の現場で確保

進んでいる理由では、成規の経費補正を行う「原則全ての工事発注」ことで、入札参加段階で週休2日の定着に向け、発注者の意識が弾み、週休2日の意識が浸透してきたと回答があった。一方で、当初設計時から予定価格で週休2日確保を想定していたり、企業の中には、まだ巨額の金額や工期に限定して実施したため、「下請け企業の中には、まだ巨額の作業員が多く、作業日の数少ない企業が多い」「作業員が隠され、工期中の工事では、工期中の計画的な週休2日の実施が困難」などの理由が見られた。

2022年度に空した都道府県発注工事のうち、4割超の現場で週休2日(4週8休)を確保できていたが、国土交通省の調べで分かった。週休2日を確保できた工事の割合(達成率)は46.5%で、前年度調査と比べて約10ポイント向上し、4割超えた。また、達成率が向上した府県も増加し、都道府県での週休2日の取り組みが普及し進展していた。時間外労働の罰則付き正規雇用の増加も取り組みが加速しているものとみられる。

24.2.01 国土交通省

国交省 持続する建設業実現へ

業法・入契法を改正

3月上旬に法案提出

国土交通省は第213回通常国会で、持続可能な建設業の実現に向けて建設業法と入札契約適正化法を一体で改正する法案を3月上旬に提出する。原価に満たない請負代金での契約や、著しく短い工期での請負契約を禁止する。監理技術者などの専門制度の合理化、情報通信技術の活用指針の策定などに関する改正も行い、担い手確保と働き方改革の促進につなげる。

に位置付ける。
今回の法改正は、国交民間発注者、有識者が2年わたる議論の末にまへき案について、「請負

契約の透明化による適切なリスク分担」「適切な労務環境の確保と賃金行き渡りの担保」「魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上」の三つを柱に、景気によって過度な競い合いに陥りがちな体質からの脱却を目指すとしていた。
建設業法・入契法の改正とともに、自民党の「公共工事品質確保促進議員連盟」（品質議員連）は品質法改正案の提出を検討している。

24. 1. 29
建通新聞

26日の閣議後会見で齊藤鉄夫国交相は法案に「建設業における処

遇改善と働き方改革の促進を図るための重要な法案」と強調した。その上で、円滑な成立に向けて丁寧な説明に努めること

建設業法・入札契約適正化法一部改正案の主な内容

- 不当に低い請負代金での契約禁止
- 著しく短い工期での請負契約の禁止
- 監理技術者などの専任制度の合理化
- 書類の電子化などを含むICT活用の指針作成
- 公共工事での施工体制台帳提出に関する規制合理化

不当に低い請負代金での契約締結の禁止では、請負契約での労務費の相場観を示す「標準労務費」を参考指標とし、その水準を著しく下回る積算での契約を制限する。元請けから1・2次下請へ入の請負契約において、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、指導・勧告など行政による取り締まりの対象としていく法的

今国会に建設業法改正案

政府法案58本、うち国交省関係6本

通常国会が26日、開会した。政府は58本の法案を2月上旬から順次提出する。国土交通省関係は、セットで提出する建設業法と入札契約適正化法（入契法）の改正案など6本。建設業法と入契法の一体改正により、担い手確保の取り組みを加速し、持続可能な建設業の実現を目指す。法務省関係では、技能実習に代わる新たな在留資格として育成就労を創設するための技能実習法改正案を提出する。2024年度予算案は26日に提出した。23年度内の成立に向け、与党は予算案を最優先に審議する考えだ。会期は6月23日までの150日間。

技能実習法の改正案も

国交省関係は、▽奄美群島振興開発特別措置法・小笠原諸島振興開発特別措置法改正案▽広域的地域活性化法改正案▽都市緑地法等改正案▽物流総合効率化法・貨物自動車運送事業法改正案▽建設業法・入契法改正案▽住宅セーフティネット法等改正案の6本を提出する。

建設業界への影響が最も大きいのは建設業法・入契法改正案。中央建設業審議会・社会資本整備審議会の基本問題小委員会が23年9月に公表した中間取りまとめなどを踏まえた内容とし、3月上旬の提出を予定する。主な改正内容は、受注者に対し、「通常必

入契法改正案とセットで提出

要と認められる原価」に満たない金額を請負代金とする請負契約と、「著しく短い工期」の請負契約を禁止する。監理技術者らの専任制度は合理化。国交大臣によるICTを活用した現場管理指針の策定を位置付ける。公共工事で施工体制台帳の提出に関する規制を合理化するなどの措置も講じる。

このほかの主な国交省関係法案を見ると、都市緑地法等改正案は、都市の緑地保全と緑化推進に関する国交大臣の基本方針、都道府県の広域計画策定、機能維持増進事業に関する都市計画手続きの特例、都市緑化支援機構の

在留資格を創設するほか、育成就労計画の認定、監理支援を事業として行う者の許可制度、外国人育成就労機構の設置などを講じる。

防衛省関係は、新法の「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案」を提出する。電波障害防止区域を指定し、区域内に設置する風力発電設備の届け出を義務付けるとともに、設置者と防衛大臣の協議などに関する制度を創設する。2月下旬の提出予定だ。

利用法改正案を3月上旬に提出する。排他的経済水域（EEZ）での海洋再生可能エネルギー発電設備の設置許可規定や、同発電事業に関する環境影響評価法の特例などを設ける。

経済産業省関係は4本で、新法の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案」と「二酸化炭素の貯留事業に関する法律案」、産業競争力強化法等改正案など。環境省関係は、新法の「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」と、地球温暖化対策推進法改正案の3本。

58本の提出予定法案とは別に、検討中の法案が区分所有公共工物品質確保促進法改正案など7本ある。今国会では、

24. 1. 29
建設通信

に、検討中の法案が区分所有公共工物品質確保促進法改正案など7本ある。今国会では、

令和5年度 東京都建設局との意見交換会

【意見書】

1 書類の削減・簡素化

(1) 建設局における進捗状況について

これまで、書類の削減・簡素化について様々な意見交換をさせていただいてきましたが、現在までの建設局での進捗状況と、今後の見通しをお伺いしたい。

(2) 検査資料について（資料1）

書類の削減・簡素化には検査資料についての検討が欠かせず、検討にあたっては国土交通省における検査方法と書類提出にならう形で進めていただきたい。

2 働き方改革

(1) 令和6年4月からの労働時間に関する建設局での考え方について

これまで、時間外労働の罰則付き上限規制に関し、建設業での労働時間については、移動時間や書類作成などの非作業時間すべてを含めて、1日8時間労働になるよう、代価を見直していただきたいという旨要望をさせていただいております。

令和6年4月が目前に迫っておりますが、現時点で特段の措置は取っていただけておらず、我々中小建設業者にとっては大きな脅威のままとなっておりますので、改めてお考えをお聞かせいただきたい。

国の動向をみて対応すると、ご回答をいただいていることでもあります。国の発表があった後、どの程度のスピード感で反映していただけるのか、またそのタイムラグの間はなんらかの猶予措置があるのか、等も併せてお聞かせいただきたい。

3 総合評価方式

(1) 発注件数について（資料2）

現在の総合評価方式の制度においては、実績のある一部の業者のみが受注可能な状況になっていると言えます。このことが、中小建設業者の都工事への入札参加意欲を低下させていることから、事務所発注案件での総合評価方式を減らしていただくなど、実績少ない企業も受注の機会を得られるようご検討いただきたい。

東京都財務局長 殿

一般社団法人 東京都中小建設業協会
会 長 渡邊 裕之

入札契約制度等に係わる要望事項

1 入札契約制度改革について

(1) 地場業者の受注機会の確保について

東京都では、都外に本店があり都内に支店・営業所を置く事業者も入札に参加し、工事契約が可能ですが、このことが、都内に本店のある中小企業（地場業者）の受注機会減少、経営状況の悪化を招いております。

私共、地場業者は、東京都をはじめとする行政機関との協定に基づき、有事の際に速やかに初動対応を行うべく日ごろから備えております。有事の際に実際に道路啓開等に出動しているのは、支店業者ではなく地場業者であることをご認識いただき、防災体制強化の観点から、入札参加資格について以下のご検討をお願いいたします。

ア 入札可能業者の限定

入札可能業者を都内に本店のある中小企業（地場業者）に限定していただきたい。本店所在地による入札参加条件の設定は、地場業者を保護し、東京都の防災体制の強化に寄与するため、特に事務所発注案件に関して、検討を要望いたします。

尚、支店・営業所の入札に参加不可としている（特殊工事を除く）地方自治体も多数ございますので、東京都においてもご検討いただきたい。

イ 入札参加者指名基準における指名方法

指名方法について、入札参加者指名基準における「第4 指名方法」の2にある4項目のうち「発注工事の施行場所付近に営業所を有する者」の優先、とりわけ施行場所付近に本店を構えている者を優先していただきたい。これらの4項目については“いずれかに該当する者”を優先して指名することができる、とありますが、実際の指名業者をみるに「施行成績が優秀である」場合には必ず指名が行われておりますので、是非地場業者であるという点の優先順位を上げて指名していただきたい。

地場業者の受注機会を増やすことは、東京都の傘下である市区町村の活性化につながることもあると考えております。

(2) 共同企業体工事について

ア 共同企業体工事については、中小企業の受注機会の確保と工事实績の確保のために、建築工事 6 億円以上、土木工事 5 億円以上の工事発注に関して、改革前の J V 結成義務化へ戻していただきたい。現行制度では、中小企業を含む“実績のある”企業のみ受注機会の確保が可能であり、実績の少ない企業は参入ができない状況になっています。

イ 「技術者育成モデル J V 工事」について、中小企業の技術力研鑽の機会を創出し、建設業全体の技術力の確保・向上を図る観点から、入札参加条件として、第一順位企業を大企業のみ限定することなく、該当業種 A 格付企業（都内本店中小企業を含む）を追加していただきたい。

第一順位となる企業を大企業と限定せず、A 格付中小企業とした場合でも十分にその目的を果たすことが可能であると考えます。

(参考) 令和 5 年度 東京都 優良工事表彰 受賞者数
大手企業 8 社 (8 件) 中小企業 22 社 (24 件)

また、本来育成する側である大企業よりも、育成される側である中小企業の方が、工事成績評点が高い場合があります。第一順位企業による第二順位企業選定時には評点数の高さが重視される傾向にあり、受注最優先の為の企業体結成が実情となっています。

これでは「技術者育成モデル J V 工事」本来の目的を果たしているとはいえません。

(参考) 東京都工事 評定点の直近 3 件の平均点
大手企業 A 社 : 74.0 点 中小企業 B 社 : 76.3 点
※ A 社、B 社共に「技術者育成モデル J V 工事」に入札参加したことのある企業

《令和 5 年度「技術者育成モデル JV 工事」発注状況》

No.	入札時期	工種	入札参加者数	備考
1	9 月	建築	1	
2	10 月	建築	0	後に一般競争入札として再発注
3	10 月	一般土木	2	
4	12 月	建築	1	
5	12 月	建築	1	不調
6	1 月	一般土木		1 月 18 日開札
7	2 月	河川		1 月 19 日開札

ウ 昨今、J V 結成義務を撤廃し、単体企業でも J V でも入札に参加できる「混合入札」の件数が増えています。現行制度では、地場の中小企業は受注機会を得ることができておりません。

現在、「東京都技術実績評価型総合評価方式」において「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」として 1 点が加算されていますが、都内中小企業同士の企業体の場合には、2 点以上の加算をお願いしたい。

(3) 総合評価方式における課題について

現行の都の制度に対し、入札参加意欲がなくなるなど改善を求める声が多数あるため、以下の事項について検討をお願いしたい。

ア 「過去の工事成績評定」の評価対象が、都発注工事のみとされており、また、実績点以外の技術点での加点が少ない為、実績のない企業は受注が困難となっています。現状、実績のある限られた企業が順番に工事を落札しており、その他の企業が落札することはほぼ不可能です。

多くの企業が受注機会を得られるよう、事務所発注工事では総合評価方式の割合を減らし、財務局発注工事では総合評価方式を中心にする事で、事務所発注工事で経験と実績を積んだ地場業者が、総合評価方式に臨める流れを作っていただきたい。(資料1)

また、事務所発注工事における総合評価方式を減らすことが、受発注者双方の書類削減にも寄与すると考えております。

イ 基準価格および特別基準価格の設定は、調査基準価格を下回った技術点の高い業者が失格にならないという利点がありますが、その一方で、技術点が高ければ多少基準価格より下回っても落札可能なため、技術点の高い企業は、落札するために制度改定前よりも価格を下げる必要が出てきたという側面もあります。これは、ダンピングを助長することにもなり、また企業の適正利潤の確保にも影響が出ています。

特別基準価格を廃止し、基準価格を下回った場合に価格点を大幅に減点していただくなどの改善を要望いたします。

ウ 「配置予定技術者の実績点」は、同種工事の実績のある技術者を登用し続けることとなり、若手技術者の育成が阻害されるばかりでなく、人材の限られている中小企業では、特定の技術者の疲弊につながります。人材育成・定着の観点から大きな負の要因となっているため、見直しをお願いいたします。(資料2)

エ 総合評価方式では、過去の工事成績評定の比重が高いにも関わらず、現場における工事成績評定の方法には担当者によって大きな差があると言わざるを得ず、疑問を抱くと共に不公平感が生まれています。このような曖昧な評価基準の下で高得点を獲得するべく、技術者は現場において大きな重圧を感じており、またそれが、本来対等であるべき受発注者のパワーバランスを崩していると言えます。

こういった状況を解消し、評価の透明性や公平性を確保できるよう、成績評定においては曖昧さをなくした客観的な評価基準を設けていただきたい。(資料3)

2 働き方改革の推進「生産性向上に向けた提出書類・検査書類の簡素化と書類作成期間について」

書類の削減・簡素化について、東京都でも様々な取組をされていますが、現状、建設業における生産性向上・働き方改革の推進に寄与するほどの成果は出ていないと言えます。今年の4月から適用される時間外労働の上限規制を遵守できなければ、法律違反となり、施工不可能な状況に陥る業者が数多く出ることが予想されるため、以下の項目について検討をお願いしたい。

- (1) 時間外労働の削減には、書類の削減・簡素化（特に検査書類）は不可欠であり、現状から大幅な削減を要望いたします。また、これらの検討にあたっては、施工体制台帳の添付資料の簡素化や JIS マーク表示の材料・製品等の書類提出・試験の省略など国土交通省関東地方整備局で策定している『土木工事電子書類スリム化ガイド』に準じて進めていただきたい。

尚、建設局で運用されている工事情報共有システム(ASP)といった行政手続きのデジタル化は、一定の時間短縮に寄与していますが、書類の量自体が減らなければ書類の簡素化には直結せず、かえって現場担当者の負担が増えていることを併せてご理解いただきたい。

- (2) 検査について国土交通省と東京都を比較すると、仕様書における「検査内容」についての記載内容は同一ですが、実際の検査の方法には大きな違いがあります。(資料4)

仕様書に則った検査であれば、出来形については国と同様に、成果表と写真のみの確認で十分であると考えますが、実際には実施施工数量を確認する検査が行われています。仕様書の「検査内容」には「(略) 工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。」とあり、この「契約図書」とは契約書及び設計図書を指します。さらに「設計図書」とは「仕様書、図面及び入札参加者が質問受付時に提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する質問回答書をいう。」とあり、実施施工出来高数量を確認するという記載はありません。

実施施工出来高数量を確認するために求められる資料は、検査書類の中でも大きな割合を占め、書類作成における負担となっておりますので、書類削減の観点から検査方法について見直しをご検討いただきたい。

- (3) 完了検査について、都では中間検査や既済部分検査で確認した内容も含めた全体が検査対象となっていますが、国の完成検査では「中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済(完済を含む)部分検査時の確認を省略することができる」と基準が定められています。

国と同様の検査内容にすることで、書類削減に大いに寄与するとともに、重複確認が解消され、受発注者双方の負担軽減も図られますので、ご検討いただきたい。併せて、国において品質確保のために使用している施工プロセスチェックシートについても導入をご検討ください。

- (4) 現状の工期設定では、書類作成に圧迫され多くの時間外労働が発生しております。国土交通省は検査データの作成日数を考慮するよう指針を改定しており、今年度建設局では書類作成期間を設けていただきまして感謝申し上げます。しかしながら、書類作成期間の申請時にあたっては、書類提出の必要があり、書類が増えることとなります。更に、期間を延長した分の経費は計上できないため、この場合の経費についても併せてご検討いただきたい。

- (5) 建設業界が真に働き方改革を実現するには、1日の労働時間が書類作成も含めて法定労働時間内(8時間)で完結しなければなりません。そのために、1日の施工サイクル(作業代価の見直し)をご検討いただきたい。(資料5)

3 公共工事の前払金における支払限度額撤廃について（資料6）

公共工事の前払金は、工事着手時において下請け会社や資機材の確保など工事の円滑な施工に寄与するものであり、「4割を超えない範囲内で前払金をすることができる」旨、地方自治法施行規則に規定されていますが、東京都では、36億円未満の工事では3.6億円に、36億円以上の工事では1割に制限しており、現在の支払限度額は25年にわたり引上げがなされていません。

資金調達の負担軽減による良質かつ円滑な工事施工のため、前払金支払限度額を撤廃していただきたい。

尚、市区町村ではさらに低い限度額を設定している自治体もあり、東京都が限度額を撤廃することで、市区町村での一律40%の前払金支出促進にもつながるため、見直していただきたい。

加えて、DX促進の一環として東京都で取り組まれているペーパーレス化の対象として「前払金保証」と「契約保証」の保証証書についても電子保証の導入をお願いいたします。

国では令和4年5月よりこれらの電子保証が導入されておりますので、ご検討ください。